

参考資料 3

「助成事業に係る経費支出基準」

本事業の謝金及び雑役務費は、次を上限として決定すること。

1. 謝 金（委員謝金、専門家謝金）

（1）委員謝金

1回につき 30,000円

（2）専門家謝金

①大学教授クラス、弁護士、弁理士、公認会計士等 50,000円/1日

②大学准教授、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、システムエンジニア、ITコーディネーター情報コンサルタント、技術士等 40,000円/1日

③大学講師、その他 30,000円/1日

2. 雑役務費

1時間1000円（1日8時間を限度とする）